

**「阿智村における水資源に係る具体的な調査の計画について」に対する
長野県からの助言と事業者の対応方針**

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>1 調査の計画等について</p> <p>(1) 水資源に関する調査は、工事による減水・湧水などの兆候を的確に把握するために、工事着手前から頻度を上げて行うことを検討すること。また、減水・湧水などの兆候が認められた場合には、水利用者及び関係機関に対して速やかに状況報告を行うとともに、必要な環境保全措置を講じること。</p>	<p>万が一、減水・湧水の兆候が認められ、水利用への影響のおそれがある場合には、水利用者及び関係機関に速やかに状況報告を行うとともに、水利用者の生活に支障をきたさぬよう、必要な環境保全措置を講じます。また、工事着手前の水資源に関する調査についても、的確に状況を把握出来るよう検討します。</p>
<p>(2) 事後調査又はモニタリングの地点に選定していない井戸及び湧水についても、水利用者の不安解消のために、地元要望に応じて自主的な調査を行うよう努めること。</p>	<p>水利用者や関係機関とも協議、調整のうえ、必要に応じ、新たな箇所での調査を検討します。</p>
<p>2 調査結果の公表について</p> <p>(1) 調査結果の公表については、地元市町村と十分に協議の上、地域住民が調査結果を容易に把握できる方法により、適切な頻度で行うこと。</p>	<p>事後調査、モニタリングの調査結果は、これまでも年度毎に取りまとめを行い、県等へ報告するとともに、当社ホームページへ掲載しており、引き続き実施していきます。</p> <p>また、環境保全事務所（長野）において、調査結果を適宜閲覧できるようにいたします。</p>
<p>(2) トンネル掘削工事に伴い発生する排水の量は、地下水・水資源への影響を考える上で重要なデータであるので、併せて公表することを検討すること。</p>	<p>工事中はトンネルの湧水を継続的に測定するとともに、結果の公表についても検討します。</p>
<p>(3) 上記1(2)の調査を実施した場合は、その調査結果についても公表することを検討すること。</p>	<p>当該調査の結果につきましては、権利関係者や関係機関等と調整のうえ、公表について検討します。</p>